

第 80 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 1 条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年加東市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条のうち、加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年加東市条例第 172 号）の題名の改正規定及び同条例第 1 条の改正規定を削り、同条例第 3 条の改正規定を次のように改める。

第 3 条中「基準については」の右に「、常時勤務を要する者及び短時間勤務職員においては」を加え、「(平成 18 年加東市条例第 43 号)を」の右に「、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 19 号）を」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項において、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を適用した場合において、第 1 条における給与とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。

(加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和元年加東市条第21号）の一部を次のように改正する。

題名の改正規定及び第1条の改正規定を削り、第2条の改正規定中「第22条の2第1項第2号」を「第22条の2第1項」に改め、同条改正規定中「フルタイム」を削り、第22条の改正規定及び第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える改正規定を次のように改める。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第22条 第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条、第16条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 80 号議案 要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

企業職員の給与等については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 及び同法第 204 条の特例として、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 1 項が適用されることから、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、新たに導入される会計年度任用職員制度において、会計年度任用職員の給与の種類について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の改正規定に、加東市一般職の職員の給与に関する条例等の適用に関する規定を加えること。（第 3 条）

(2) 加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第 2 条関係）

病院事業職員の給与の種類について定めること。（第 2 条及び第 22 条）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）</p> <p>第11条 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年加東市条例第172号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>題名を次のように改める。</u></p> <p><u>加東市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>第1条中「給与」の右に「、報酬及び費用弁償（以下「給与等」という。）」を加える。</p> <p>第2条中「要するもの」の右に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）」を加える。</p> <p>第3条中「給与の種類」を「給与等の種類」に改め、「基準については」の右に「、常時勤務を要する者及び短時間勤務職員においては」を加え、「（平成18年加東市条例第43号）を」の右に「、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）を」を加える。</p>	<p>（加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）</p> <p>第11条 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年加東市条例第172号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「要するもの」の右に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）」を加える。</p> <p>第3条中「基準については」の右に「、常時勤務を要する者及び短時間勤務職員においては」を加え、「（平成18年加東市条例第43号）を」の右に「、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）を」を加え、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 前項において、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に</p>

○加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

題名を次のように改める。

加東市病院事業職員の給与等の種類及び基準に関する条例

第1条中「給与」の右に「及び費用弁償」を加える。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号）」の右に「第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、同法」を加え、「臨時的任用職員を除く。以下」を「以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらの者を」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が指定する職員に対しては支給しない。

第22条の見出しを「（パートタイム会計年度任用職員の給与等）」に改め、同条中「職員以外のもの」を「パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）」に、「範囲内で給与」を「範囲内で報酬、期末手当及び費用弁償」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次

関する条例を適用した場合において、第1条における給与とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号）」の右に「第22条の2第1項 _____に規定する会計年度任用職員（以下「_____会計年度任用職員」という。）、同法」を加え、「臨時的任用職員を除く。以下」を「以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらの者を」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が指定する職員に対しては支給しない。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第22条 第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条、第16条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等)

第23条 第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条、第16条及び第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。